

# 山口県報

平成 28 年  
12月 2 日  
(金曜日)

## 目 次

- 告示  
保安林の指定（長門市）（森林整備課）……………
- 公告  
契約の締結（厚政課）……………
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（三件）（商政課）……………



### 山口県告示第三百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十八年十二月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 保安林の所在場所

長門市渋木字狐尾五三三の一、五三三の二（次の図に示す部分に限る。）、五三三の三、五三三の四、字権現五一五、五一九、五一九第一、五一九第二、五二〇、五二一の一から五二一の八まで、五二三の一から五二三の三〇まで、五二三の三三、五二三の四三、五二四、五二四第一から五二四第八まで、字荒ヶ埜八九〇の三・八九〇の四・字雁尾八九五の一・八九五の四・字田床八九九の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字たたら九一四、字上タタラ九一五の一、九一五の六、九一五の九、字たたら九一五の三、九一五の四、九一六の一、字梅ヶ迫九七六、一〇三二

#### 二 指定の目的 水源の涵養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。）



#### (四九四) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十八年十二月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

#### 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県環境保健センター 山口市葵二丁目五番六七号

#### 二 落札に係る物品等の名称及び予定数量

電気 二百六十三万六千二百八十キロワット時

#### 三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 四 落札者を決定した日

平成二十八年十一月一日

#### 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

エフビットコミュニケーションズ株式会社 京都市南区東九条室町二三番地

#### 六 落札金額（予定使用電力量の対価に相当する金額）

四千八百八十八万四千五百四十五円

#### 七 入札公告日

平成二十八年九月十六日  
八 その他

(一) 契約担当者

山口県環境保健センター所長 調 恒明

(二) 調達方法

購入

(三) 落札方式

最低価格

(四九五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年七月十九日山口県公告（三〇四）に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十二月二日から平成二十九年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十二月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク三田尻店

所在地 防府市大字新田一一一の五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四九六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年七月十九日山口県公告（三〇五）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十二月二日から平成二十九年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十二月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤマダ電機テックランド岩国店

所在地 岩国市麻里布町一丁目一の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四九七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十八年七月十九日山口県公告（三〇六）に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十二月二日から平成二十九年一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十二月二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小郡

所在地 山口市小郡前田町二の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。